

八戸工業大学ガバナンス・コード適合状況、確認表

学校法人八戸工業大学

| | |
|--------|---|
| 確認の基準日 | 令和5年3月31日 |
| 法人の長 | 理事長 柳谷 利通 |
| 大学の長 | 学 長 坂本 禎智 |
| 確認の状況 | <p>① 点検及び点検結果について、教授会及び工学研究科委員会（R5.4.20）に報告した。</p> <p>② 理事会（R5.4.26）において、点検及び点検結果の状況について確認、審議した。</p> <p>③ 監事は、理事会に出席し、審議状況、対応状況が適切であることを確認した。</p> |

【適合状況：○=適合 △=一部不適合 ×=不適合】

| ガバナンス・コード | 適合状況 |
|--|------------|
| 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 | |
| 1-1 建学の精神・理念 (1) 建学の精神 (2) 建学の精神に基づく人材育成像 (3) 教育の理念 | ○ |
| 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1) 建学の精神に基づく教育研究上の目的 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みについて (3) 本法人及び大学の社会的責任等 | ○ |
| 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本） | |
| 2-1 理事会 (1) 理事会の役割 | ○ |
| 2-2 理事 (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 (2) 職員理事の役割 (3) 外部理事の役割 (4) 理事への研修機会の提供と充実 | ○ |
| 2-3 監事 (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備 | ○ |
| 2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 | ○ |
| 2-5 評議員 (1) 評議員の選任 (2) 評議員への研修機会の提供と充実 | △ ※1 参照 |

| | |
|--|---|
| 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化） | |
| 3-1 学長 （1）学長の責務（役割・職務範囲）（2）学長補佐体制（副学長及び学長補佐等の役割） | ○ |
| 3-2 教授会等 （1）教授会、研究科委員会・部長会、専攻主任会の役割(学長と教授会等の関係) | ○ |
| 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） | |
| 4-1 学生に対して （1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 | ○ |
| 4-2 教職員等に対して （1）教職協働（2）ユニバーシティ・ディベロップメント | ○ |
| 4-3 社会に対して （1）認証評価及び自己点検・評価（2）社会貢献・地域連携 | ○ |
| 4-4 危機管理及び法令遵守 （1）危機管理のための体制整備（2）法令遵守のための体制整備 | ○ |
| 第5章 透明性の確保（情報公開） | |
| 5-1 情報公開の充実 （1）法令上の情報公表（2）自主的な情報公開（3）情報公開の工夫等 | ○ |

※1 評議員のうち遠隔地の評議員は、コロナ禍の影響により対面での会議及び研修会への出席ができなかった。今後は、文部科学省や日本私立大学協会のオンライン研修会などの情報提供を行うこととします。